

仙台青葉学院短期大学転学科に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、仙台青葉学院短期大学(以下「本学」という。)学則第13条の規定に基づき、転学科に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(転学科の出願)

第2条 転学科を志願する者(以下「転学科志願者」という。)は、所属学科教授会の議を経て、原則として転学科を希望する年度の前年度12月末までに、別に定める転学科受験願を、転学科検定料(15,000円)を添えて、学長に提出するものとする。

(転学科の出願要件)

第3条 転学科志願者は、本学に在籍していることを出願要件とする。

(転学科の選考)

第4条 転学科の選考は、原則として転学科の対象となる学科(以下「受入学科」という。)に欠員があり、受入学科において教育上支障を生じるおそれがないと認められる場合限り、受入学科において行うものとする。この場合において、受入学科の選考は、第7条第1項に係る手続きにも留意して行うものとする。

2 前項の選考は、原則として、学力試験(小論文を含む。)、面接(口頭試問を含む。)及び書類審査をもって行うものとするが、その他受入学科において適切と認める選考方法を加えることができるものとする。

(転学科の許可)

第5条 受入学科は、選考の結果に基づく教授会の議を経て、合格又は不合格の結果を学長に上申し、学長が許可する。ただし、不合格の場合は、本人の希望により引き続き所属学科に在籍することができる。

(転学科の時期)

第6条 転学科の時期は、転学科を希望する年度の始めとする。

(転学科の年次、修業年限、在学期間)

第7条 転学科により所属することとなる受入学科の年次及び修業年限は、当該学科の教授会及び運営協議会の議を経て学長が決定する。

2 在学期間は、転学科前の在学期間と通算して6年を超えることはできない。ただし、受入学科の教授会及び運営協議会の議を経て学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(既修得単位の取扱い)

第 8 条 転学科を許可された者の既修得単位については、原則として全学共通教養科目に限ることとし、受入学科の教授会の議を経て、受入学科の卒業に必要な単位として認めることができる。

(転学科に伴う成績、学費等の取扱い)

第 9 条 転学科に伴う成績、学費等については、受入学科の取扱いに従う。

(改廃)

第 10 条 この細則の改廃は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得、学長が決定する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。